

議案第101号

小松島市奨学基金設置条例の一部を改正する条例について

小松島市奨学基金設置条例（昭和49年小松島市条例第12号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月2日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市奨学基金設置条例の一部を改正する条例

小松島市奨学基金設置条例（昭和49年小松島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定額の資金を運用し、その運用益金をもって奨学の」を「経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業に要する」に改める。

第4条中「小松島市奨学金支給規則（昭和49年小松島市規則第8号）に定めるところにより処理するものとする」を「，第1条に定める経費に充てるものとする。この場合において、剰余金が生じたときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする」に改める。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。